

## 2 男女均等な取扱いについて

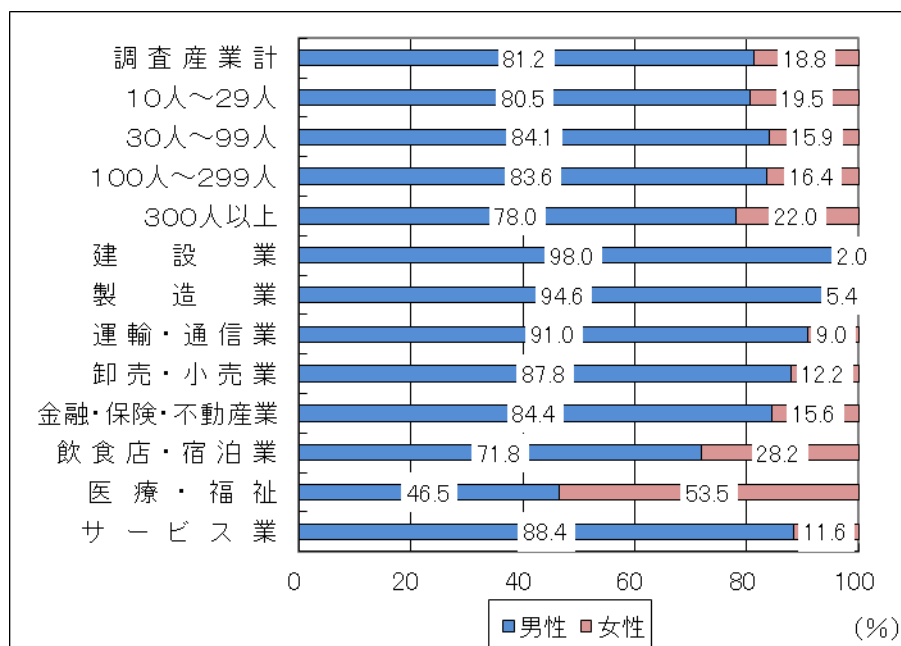
### (1) 係長相当職以上の管理職の状況

#### ① 男女比

係長相当職以上の管理職の男女の割合は、男性 81.2%、女性 18.8%となっている。

女性の占める割合を規模別にみると、300人以上が 22.0%と最も高く、次いで 10~29 人が 19.5%であり、産業別では、医療・福祉が 53.5%と女性の管理職が半数を超えている。(図 9-1)

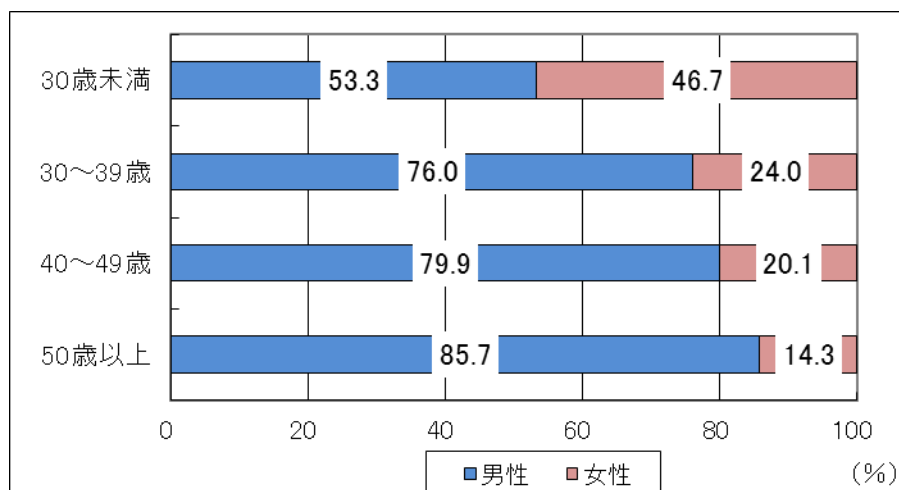
図 9-1 管理職の男女比



## ②年齢階層別男女比

管理職に占める女性の割合を年齢階層別にみると、「30歳未満」で46.7%と最も高く、次いで「30～39歳」が24.0%と年齢が低いほど管理職に占める割合が高い。(図9-2)

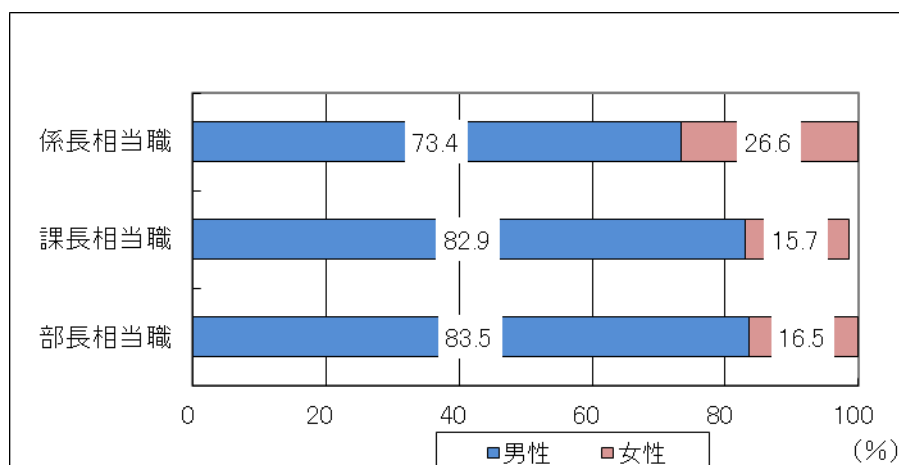
図9-2 年齢階層別管理職の男女比



## ③職階別男女比

管理職に占める女性の割合を職階別にみると、「係長相当職」で26.6%と最も高く、「部長相当職」で16.5%、「課長相当職」で15.7%となっている。(図9-3)

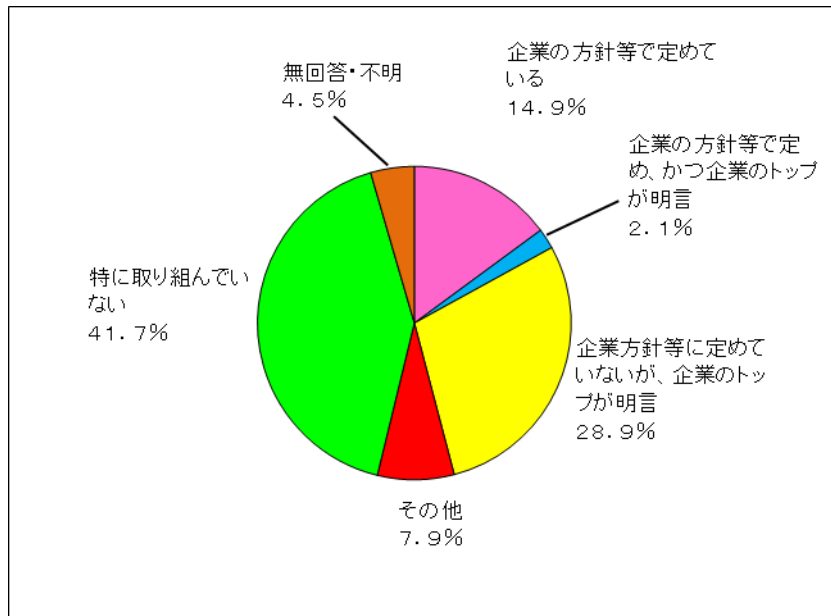
図9-3 職階別管理職の男女比



## (2) 男女均等な取扱いについての取組状況

男女の機会均等をめざした企業方針等についてみると、「企業方針等に定めていないが、企業のトップが明言している」が28.9%、「企業方針等で定めている」が14.9%、「企業方針等で定め、かつ企業のトップが明言している」が2.1%となっており、これらを合わせた45.9%が何らかの取組を行っている一方、「特に取り組んでいない」が41.7%ある状況である。(図10)

図10 男女均等な取扱いについての取組



### (3) ポジティブ・アクションの取組み

ポジティブ・アクションの促進のための措置の実施状況をみると、取り組みを行っている事業所割合が76.2%で、前回調査（平成26年度76.9%）と比べ、0.7ポイント減となっている。

これを規模別にみると、100～299人が93.4%と最も高く、10～29人が60.7%と最も低い。産業別では、金融・保険・不動産業が95.3%と最も高く、次いで卸売・小売業が83.9%、医療・福祉が80.4%の順となっている。（図11）

ポジティブ・アクションに取り組んでいる事業所における措置内容（複数回答）をみると、「男女平等の評価や給与体系」が51.7%と最も高く、次いで「女性の昇進・昇格を推進」が33.2%、「各種研修・教育への女性の参加を奨励」が29.8%の順となっている。（図12）

図11 ポジティブ・アクション促進のための措置実施状況

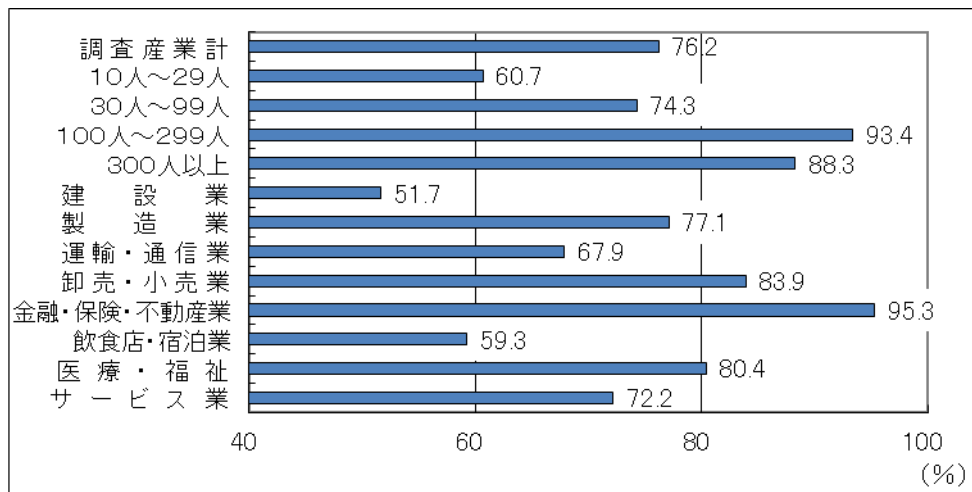


図12 ポジティブ・アクション促進のための措置内容

